

第1 計画のねらい

1 計画策定の趣旨

夫婦間やパートナーなど、親密な間柄で行なわれる暴力行為であるドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為をも含む重罪な人権侵害であり決して許されるべきものではありません。

暴力がふるわれる背景には、女性を男性よりも低く見る社会意識や性別による固定的役割分担意識及び社会慣行、男女間の経済格差などがあります。また、外部から発見しにくい家庭内において行なわれる行為であるため、潜在化しやすく、しかも加害者（配偶者からの暴力が行なわれた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。以下同じ）に罪の意識は薄く、社会的に信用があり近所では温厚だと言われる人も多く、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

こうした中、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。法律には、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であることが明記され、被害者は多くの場合女性であり、人権擁護と男女平等社会の実現のためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であると明記されました。その後、法律は平成16年、平成19年と2回の改正を経ました。平成19年度の法改正においては、市町村の「基本計画」策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務として規定されました。

また、埼玉県は、平成18年2月に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「埼玉県基本計画」という。）を策定し、平成21年3月には埼玉県基本計画の改訂を終えたところです。

2 町基本計画の役割

埼玉県基本計画は被害者支援における中核として、一時保護等の実施、配偶者暴力防止センターを中心に、福祉、児童、保健、医療、警察、司法など各分野の専門機関・民間団体等との広域的な連携強化、市町村の取り組みに対する支援をすることを目的としています。

一方、町の基本計画は、被害者にとって最も身近な行政機関として、被害者の状況、緊急度などを的確に把握し、相談活動を行い、被害者の安全確保を実施し、県を始めとする他機関の支援が必要な場合は、速やかに連携を図り、被害者の個々の事情に応じた適切な支援を図る役割を担っています。

このような役割を持つ町の基本計画との認識の下、松伏町男女共同参画推進

条例の理念や、平成22年4月に改訂した「まつぶしコミュニケーションプラン(第3版)」における、重要施策としての「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を踏まえつつ、これまで取り組んできたドメスティック・バイオレンスの対応をさらに推進し、被害者保護・自立支援等を総合的に行うため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の基本計画」を策定するものです。

3 計画の位置づけ

- この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項の「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)に該当するものです。
- この計画は、配偶者暴力防止法第2条の2第1項に基づき、国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(基本方針)」に即し、かつ同法第2条の3第1項に基づく「埼玉県基本計画」の内容を勘案して策定するものです。
- この計画は、松伏町男女共同参画推進条例第14条の趣旨に基づいた計画です。
- この計画は、松伏町男女共同参画基本計画[まつぶしコミュニケーションプラン]の基本目標及び施策に対応するものです。

4 計画の期間

平成23年度から平成26年度までの4年間

ただし、基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じ、住民の意見を取り入れながら見直しを行います。

5 基本目標

計画は、次の4つを基本目標に定め積極的に施策を展開します。

基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進

基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実

基本目標Ⅲ 被害者の安全確保と支援体制の充実

基本目標Ⅳ 関係機関等との連携協力